

一般社団法人日本 LD 学会

投稿規程

最近改定：2017年2月5日

1. 論文の投稿
本誌に載せる論文は、会員の投稿による論文（以下「投稿論文」）と編集委員会からの依頼によって寄稿された論文（以下「依頼論文」）からなります。
2. 投稿論文の種別
投稿論文の種別は、原著、実践研究、総説、資料、短報です。
3. 投稿条件
投稿論文の筆頭著者は本学会の会員に限ります。
4. 人権への配慮
人権侵害になるような研究、表現は認められません。インフォームド・コンセントを得ていることが望ましく、また表現等における倫理的な配慮が求められます。
5. 未刊行
本誌への投稿論文は未発表のものに限ります。他の学術誌や商業誌、大学等の紀要にすでに掲載されたものと同じ内容の論文は投稿できません。ただし、学会の発表論文集や科学研究費等の報告書、学位論文（未刊行）の内容を投稿する場合はその限りではありません。
6. 二重投稿の禁止
他誌に投稿中のものと同じ内容の論文を本誌に投稿することはできません。他誌との二重投稿が発覚した場合、論文の受稿は取り消されることとなりますので、ご注意ください。
7. 審査
投稿論文の審査はすべてウェブ上で行います。編集委員会による査読を行い、採否の決定を行います。論文の構成や内容に修正を求めることがあります。
8. ウェブ投稿
論文は本学会ホームページ掲載の「著者・ユーザー登録マニュアル」に従って、投稿用のウェブページから投稿して下さい。なお、本誌に初めて投稿する場合は、ユーザー登録する必要があります。
9. 論文の長さ
原稿は図表を含め、原著、実践研究、総説、資料いずれも本誌刷り上り 10 ページ以内、短報は 6 ページ以内とします。なお、図、表、写真は原則としてそれぞれ 1 点を刷り上り 4 分の 1 ページとみなします。
10. 原稿の作成方法と書式

- 1) 本文は A4 判縦置きとし、25 文字×32 行（800 字）のページ設定で作成し、各ページに番号を振って下さい。原稿 2 枚は刷り上り 1 ページに相当します。
- 2) 読点「,」、句点は「。」を使用します。
- 3) 本文には、所属・名前等は記載しないで下さい。
- 4) 術語以外は常用漢字を用い、現代仮名遣いを用いて下さい。カタカナは原則として日本語化した外国語を記述するときのみ用いるようにして下さい。
- 5) 本文中の外国語の使用はできるだけ避け、外国人名、適切な日本語訳のない術語、書物やテキスト名等のみ用いるようにして下さい。
- 6) 略語は、IQ や WISC-IV、DSM-5 などのようにそれ自体が独立した用語としてみなされるものに限り、ただし必要な場合は、「スクールカウンセラー（以下、SC と略す）」などと、初出の時にその旨を明記して使用して下さい。
- 7) 数字は原則として算用数字を用いて下さい。

11. 図と表

- 1) 図と表は、図 1、表 1 のように通し番号をつけ、1 ページに 1 個ずつ作成して下さい。
- 2) 表と図は必要最小限とし、重複を避けて下さい。
- 3) 表題はその上部に、図の題は下部に記載して下さい。写真は図に含められます。説明文はいずれも下部に記載します。
- 4) 図は刷り上がりがページの半幅または全幅に収まる大きさとし、黒で明瞭に描いて下さい。
- 5) 本文に表、図の挿入個所を指定して下さい。

12. 文中の引用

本文中に文献を引用する場合は、著者名と刊行年を記載します。なお、文献の間接引用（孫引き）は極力避けて下さい。やむを得ず間接引用する場合は、その理由を明らかにした上で、そのことがわかるように記載して下さい。

- 1) 引用文の冒頭に著者名を記載する場合：

杉山（2015）は、・・・と指摘した。

- 2) 引用の終わりに著者名を示す場合：

・・・と報告されている（Swanson, 2014）。

- 3) 著者が 2 名の場合：

杉山・望月（2013）は、・・・と述べている。

・・・であった（Swanson & Rourke, 2014）。

- 4) 著者が 3 人以上の場合は、筆頭者のみをあげ、和文献であれば「ら」、洋文献であれば“et al.”を用います。

杉山ら（2015）によると・・・。

・・・示されている（Swanson et al., 2014）。

13. インターネット上の情報の引用

インターネット上の情報の引用はできるだけ避け、同一の資料が紙媒体でも存在する場合は、紙媒体のものを出典とすることを原則とします。ただし、インターネット上の情報を引用する場合には、その出典を明記するとともに、ウェブ上からの削除が予想されるので、必ずコピーをとって保管し、編集委員会からの請求があった場合、速やかに提出できるようにして下さい。引用の表示は、下記のようにして下さい。

〈書式〉

著者名（公開年）：資料題名． サイト名， URL（資料にアクセスした日）．

〈記載例〉

中央教育審議会（2012）：合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ 報告． 文部科学省， http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/046/attach/1316184.htm（2015年8月17日閲覧）．

14. 文献一覧

文献は、本文中に引用したもののみ（原則として、直接あたられた文献に限定して下さい）をあげ、本文の後に筆頭著者のアルファベット順に並べて下さい。また、文中に引用した文献はもれなく文献リストにあげて下さい。引用の表示の仕方は、下記の通りです。

- 1) 雑誌など逐次刊行物の名称は省略せずに記載すること。
- 2) 著者名は、3名以下のものは全員、4名以上の場合は3人目までを全員書き、4人目からは et al.（または他）とします。
- 3) 書き方は、雑誌の場合は氏名、発行年次、論文題名、雑誌名、巻、ページの順に、単行本の場合は著者名（編集者名）、発行年次、書名、発行所名、発行地（国内は不要）、ページとします。

〈記載例〉

Aaron, P. G. (1989) : *Dyslexia and hyperlexia*. Kluwer Academic Publishers, Dordrecht.

Fisher, J. B., Dreshler, D. D., & Shumaker, J. B. (1999) : The effects of an interactive multimedia program on teachers' understanding and implementation of an inclusive practice. *Learning Disability Quarterly*, **22**, 127-142.

Irlen, H. (1991) : *Reading by the colors : Overcoming dyslexia and other reading disabilities through the Irlen method*. Guilford Press, New York. 森永良子監訳 (1995) : 非言語性学習能力障害—症状と神経心理学的モデル—. 岩崎学術出版社.

Swanson, H. L. & Cooney, J. B. (1991) : Learning disabilities and memory. In B. Y. Wong (Ed.) : *Learning about learning disabilities*. Academic Press, San Diego, pp. 104-127.

上野一彦, 牟田悦子, 小貫 悟 (2001) : LD の教育—学校における LD の判断と指導

一. 日本文化科学社.

山口 薫 (1997) : 我が国の学校教育における学習障害等への対応. LD (学習障害) — 研究と実践一, **6**, 2-8.

15. 初回投稿時に必要な情報

- 1) 初回投稿時には原稿とは別に、論文種別、標題、著者情報、抄録、キーワード、分野を入力して下さい。
- 2) 標題には日本語標題と英語標題を記載して下さい。
- 3) 著者情報には著者全員の氏名、所属、筆頭著者の郵便連絡先、連絡先電話番号、電子メールアドレスを記載して下さい。なお、所属は投稿時の所属を1つだけ記載すること。
- 4) 原著には 400 字以内の日本語抄録とそれに対応した英語抄録 (300 語以内) を付けて下さい。実践研究、総説、資料、短報には 400 字以内の日本語抄録を付けて下さい。
- 5) 原著、実践研究、総説、資料、短報とも、3~5 語のキーワード (日本語及びその英訳) を付けて下さい。
- 6) 投稿における倫理チェックを行って下さい。
- 7) 謝辞や科学研究費補助金等の情報については、指定の記入欄に記載し、本文中には記載しないこと。

16. 刊行にあたって

- 1) 著者校正は、原則として一度行います。
- 2) 論文の掲載に際して、写真のカラー印刷など印刷上特別の費用を必要とする事情が生じた場合は、投稿者に負担して頂きます。
- 3) 別刷は 20 部までは無料、それを超えるものは有料となります。20 部単位で校正終了時にご注文下さい。

17. 著作権の使用、管理権

- 1) 会員は、本誌に掲載する著作物の著作権ならびに版權を一般社団法人日本 LD 学会に移転するものとします。ただし上記著作物を自ら使用、公表、引用する権利は会員がこれを本会と重ねて保持します。
- 2) 本会が上記委託にもとづく本誌に掲載する著作物またはこれを原著作物とする二次的著作権の使用、管理によって得た使用料、翻訳許可料、引用許可料等は、会員の寄贈にもとづき本会が収受します。

18. 本規程の改定

本規程の改定は、編集委員会にて議決し、常任理事会に報告する。

附則

1. 本規程は、2009 年 4 月 1 日より施行する。

2. 本規程は、2015年11月8日に一部改定する。
3. 本規程は、2017年2月5日に一部改定する。